

第1 現状と課題

- 1 土壤汚染対策法に基づかない調査・対策の増加
- 2 サイトごとの汚染状況に応じた合理的な対策
- 3 掘削除去に伴う搬出汚染土壌の適正な処理

第2 今後の土壤汚染対策の在り方について

調査の契機について

(1)自主的な調査について

- 自主的調査の結果、土壌の汚染状態が指定基準に適合しない場合は、通報すべき。
- 公定法を満たしているときは、法に基づく調査と見なし、指定区域として適切に管理。
- 公定法を満たしていないときは、都道府県知事が周辺の状況を調べ、健康被害のおそれがある場合は第4条の調査を命ずる。おそれのない場合は、当該土地の形質変更を行う際に調査をすることを命じる。

(2)一定規模以上の土地の形質変更等について

- 一定規模以上の土地の形質変更時の調査等(土地利用の履歴等によって土壤汚染の可能性の高い土地のみ)。

サイトごとの汚染状況に応じた合理的な対策の促進

(1)指定区域の分類化と必要な対策の明確化

- 指定区域を下記のように分類。
  - ア 摂取経路を遮断する対策(盛土、封じ込め等)は不要な区域。形質変更届必要。
  - イ 摂取経路を遮断する対策や場合によっては掘削除去が必要な区域。対策も併せて公示。
  - ウ イであったが、摂取経路を遮断する対策が講じられた区域。
- 汚染の状況、土地の利用状況等に応じた必要な対策の基準を明確化。

(2)土壤汚染対策の結果に対する地方公共団体の確認

- 地方公共団体が対策の効果を確認し、汚染の除去をしたと認める場合には、指定区域を解除し、摂取経路の遮断が実現されていると認める場合には、ウの区域として公表する。

(3)土壤汚染に関する調査結果や対策内容に関する情報の活用

- 土壤汚染がなかったという情報も含め、地方公共団体において、土壤汚染の状況を把握し、有効に活用。

搬出汚染土壌の適正処理

(1)汚染土壌の搬出は、抑制すべきことを明確に位置付ける

(2)汚染土壌の適正な処理を義務付ける

- 運搬、保管及び処分に関する基準を定める(罰則担保)。
- 搬出汚染土壌管理票(汚染土壌マニフェスト)による確認の義務付け。
- 自然的原因による汚染土壌も適切な管理が必要。

(3)汚染土壌が不適正に処理された場合の是正命令の新設

その他

(1)調査の信頼性を確保するための方策(指定調査機関)

- 調査の業務に関する学科及び実技試験に合格した管理者の必置。
- 指定調査機関の指定の更新制度の新設。

(2)国民の理解とリスクコミュニケーションの促進

- リスクコミュニケーションに関する制度、ガイドラインの作成、人材の育成。

(3)操業中の対策の支援

(4)基金等による助成制度の充実

(5)汚染原因者に対して費用を請求できる汚染の除去等の措置の範囲の拡大